

「口座振替」が便利でお得です!!

ご本人の申出により、国民年金保険料の納付を口座振替にすることができます。口座振替により納め忘れの心配がなく、金融機関等に行く手間と時間が省けます。

また、「1年前納」「半年前納」「早割」を利用することによりお得な割引もあります。申込から口座振替が開始されるまで2ヶ月程度かかりますので、お早めにお申込ください。

■納入額及び割引額

納入額【割引額】	
通常納付(1ヶ月)	15,020円【——】
早割(1ヶ月)	14,970円【50円】
半年前納(6ヶ月)	89,100円【1,020円】
1年前納(12ヶ月)	176,460円【3,780円】

※納入額及び割引額は、平成23年度の金額です。

◆問い合わせ
千葉年金事務所
☎ 043(242)6320
住民課国保年金班
☎ (84)1214

※1年前納・半年前納をご希望の方は、**2月末までに**お申込ください。

◆基礎年金番号がわかるもの(年金手帳など)と金融機関の通帳、届出印をお持ちのうえ、金融機関(郵便局も含む)へ直接お申込ください。

- ・学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、専修学校(高等課程及び専門課程に限る)に入学が決定し、または在学している方
- ・経済的な理由により修学が困難な方
- ・保護者が町内に住所を有する方
- ・学業に優れ、かつ、修学期間を終了の見込みのある方
- ・学校の長または出身学校の長が奨学生として適当と認め、推薦した方
- ・貸付対象者の属する世帯において町税に未納がないこと



※詳しくは、教育課までお問い合わせください。

- ・土地がある市町村または都道府県の林務担当までお問い合わせください。なお、右記の内容は平成23年12月段階の検討内容です。

◆問い合わせ
貸付金額
・高等学校・高等専門学校または専修学校の高等課程
教育課総務班
☎ (84)4116

◆問い合わせ
森の所有者届出制度が4月からスタートします

平成24年度の奨学生を募集します。

奨学資金貸付制度のご案内

町では経済的な理由により、修学が困難な生徒に対し、将来社会に貢献する人材を育成することを目的に奨学資金貸付制度があります。

貸付対象 次の要件をすべて満たす方が対象です。
・月額3万円以内
・大学(短期大学を含む)大学院・専修学校の専門課程

貸付利息 免除

返還方法 貸付が終了した

月より6ヶ月経過後から、在学中に貸し付けを受けた年月の2倍に相当する

期間内に、月賦または半年賦により返還

申込期限 3月9日(金)

※詳しくは、教育課までお問い合わせください。

昨年4月の森林法改正により、今年4月以降、森林の土地の所有者となつた方は、市町村長への事後届出が義務づけられました。

届出対象者 個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に係わらず届出しなければなりません。

※詳しくは、所有者となつた日から90日以内に取得した土地のある市町村の長に届出をしてください。

◆問い合わせ
産業振興課農政班
☎ (84)1215